

第1 監査の対象

まちづくり推進部（都市政策課、都市整備課、住宅政策課、ニュータウン創生課、建築指導課）

第2 監査の期間

令和2年10月2日から令和2年12月16日まで

第3 監査の方法

令和2年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的、効果的に行われているかについて、春日井市監査基準に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

ア 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。

(2) 契約に関する事務

ア 隨意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

イ 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

ウ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ 補助金は交付目的に合致し、手續は根拠となる法令等に適合しているか。

(3) 契約に関する事務

ア 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

(4) 財産管理等に関する事務

ア 財産の安全管理は法令に適合し、適切に維持管理されているか。

イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

ウ 庶務事務は、適正に行われているか。

(5) 指定管理に関する事務

ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

まちづくり推進部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 収入に関する事務

ア 行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの

職員等駐車場及び使用期間が6か月以上の電柱等に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていた。

春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づいた事務処理を徹底し、定められた納入期限を設定されたい。 (都市政策課、住宅政策課)